

別表4

沿道海浜景観形成重点区域における景観形成基準

対象行為	項目	勧告・協議要求基準 (景観法第16条第3項の規定による勧告及び同条第6項の規定による協議要求の基準)	公表基準 (左欄の基準による勧告等に従わないことを公表する基準)	変更等命令基準 (景観法第17条第1項の規定による処分の基準)
共通事項	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する展望地等及び周辺からの眺望を妨げない位置とすること。 ・道路等に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 ・既存の自然地形を生かすことができる位置とし、稜線や斜面上部では行わないこと。 ・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状をできる限り変えずに済む位置とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 		
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。 ・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとする。 ・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更又は工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等（住宅等及び沿道広告等を除く。）の敷地が幹線道路に接する場合には、その路肩から5m（北条砂丘景観形成区域にあっては、国道9号の南側に接する場合に限り20m）以上後退した位置とし、敷地上の制約からそれが困難な場合には、できる限り後退させ、植栽を設置すること。幹線道路とは国道9号及び国道431号をいう。以下この表において同じ。 ・北条砂丘景観形成区域（国道9号の北側に限る。）及び弓ヶ浜景観形成区域内の建築物等（住宅等を除く。）は、隣地との境界線から5m以上離れた位置とし、それらの区域外の建築物等及びそれらの区域内の住宅等は隣地との境界からできる限り離れた位置とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の松林から著しく突出した印象を与えない規模とすること。 ・電柱及び送電塔等は、高さをできる限り低くすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 ・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	

対象行為	項目	勧告・協議要求基準 (景観法第16条第3項の規定による勧告及び同条第6項の規定による協議要求の基準)	公表基準 (左欄の基準による勧告等に従わないことを公表する基準)	変更等命令基準 (景観法第17条第1項の規定による処分の基準)								
	外 観	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等は周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 									
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和した色彩とすること。 異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限に抑えること。 <p>・外観のベースカラーは、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="400 1055 770 1279"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。 	有彩色の色相	彩 度	0.1R～10R	2以下	0.1YR～5Y	4以下	上記以外の色相	2以下	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 <ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準を遵守しないことにより景観形成に支障が生じる場合 	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準を遵守しないことにより景観形成に支障が生じる場合
有彩色の色相	彩 度											
0.1R～10R	2以下											
0.1YR～5Y	4以下											
上記以外の色相	2以下											
	素 材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 地域の風土に合った自然素材(木、土、石等)の活用に努めること。 外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。 										

対象行為	項目	勧告・協議要求基準 (景観法第16条第3項の規定による勧告及び同条第6項の規定による協議要求の基準)	公表基準 (左欄の基準による勧告等に従わないことを公表する基準)	変更等命令基準 (景観法第17条第1項の規定による処分の基準)
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積(建築物の建築面積、工作物の築造面積を除く。)の3%以上を緑化すること。ただし、敷地面積が10平方メートル以下である場合は、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
開発行為、土地の開墾、その他の土地の形質の変更(土石の採取及び鉱物の掘採を除く。)	位置	<ul style="list-style-type: none"> 急斜面は避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> 長大なのり面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>のり面は緑化可能な勾配とすること。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 既存の自然地形を活かし、周辺の地形と調和させること。 	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> のり面及び擁壁もできる限り緑化すること。 		
土石の採取又は鉱物の掘採	方法	<ul style="list-style-type: none"> 展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> 展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう、周囲に植栽を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
木竹の伐採	方法	<ul style="list-style-type: none"> 既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路及び隣接地との境界付近に存する樹林は、伐採しないこと。 		
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 伐採後は、速やかに緑化を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	

対象行為	項目	勧告・協議要求基準 (景観法第16条第3項の規定による勧告及び同条第6項の規定による協議要求の基準)	公表基準 (左欄の基準による勧告等に従わないことを公表する基準)	変更等命令基準 (景観法第17条第1項の規定による処分の基準)							
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の ^{たい} 堆積	方法	<ul style="list-style-type: none"> 物件を積み上げる場合は、できる限り低い高さで整然と行い、道路及び隣接地との境界から十分間隔をとること。 	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 								
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> 展望地等から^{たい}堆積されている物件が見えないよう遮へいすること。 遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 堀、さく等(高さ3m以下のもの)により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。 <table border="1" data-bbox="400 562 762 808"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	有彩色の色相	彩度	0.1R~10R	2以下	0.1YR~5Y	4以下	上記以外の色相	2以下	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。
有彩色の色相	彩度										
0.1R~10R	2以下										
0.1YR~5Y	4以下										
上記以外の色相	2以下										
特定照明	方法	<ul style="list-style-type: none"> 特定の対象物を照射するものであること。 対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 								